

事務連絡
令和5年5月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和5年7月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 80 点
- ロ 小白歯・前歯 50 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 11点
- ロ 複雑なもの 29点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

- a 単純なもの 8点
- b 複雑なもの 22点

ロ 自動練和型

- a 単純なもの 9点
- b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 4点
- ロ 複雑なもの 11点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

- a 単純なもの 3点
- b 複雑なもの 8点

ロ 自動練和型

- a 単純なもの 6点
- b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

- 複雑なもの 1,092点

(2) 4分の3冠

1,365点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大白歯

イ インレー

- a 単純なもの 370点
- b 複雑なもの 684点

ロ 5分の4冠 861点

ハ 全部金属冠 1,083点

(2) 小白歯・前歯

イ インレー

- a 単純なもの 252点
- b 複雑なもの 501点

ロ 4分の3冠 618点

ハ 5分の4冠 618点

ニ 全部金属冠 775点

3 銀合金

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの	23 点
b 複雑なもの	40 点
ロ 5分の4冠	51 点
ハ 全部金属冠	63 点
(2) 小白歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	14 点
b 複雑なもの	30 点
ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	36 点
ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	36 点
ニ 全部金属冠	46 点
M010-2 チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3 接着冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 前歯	618 点
(2) 小白歯	618 点
(3) 大白歯	861 点
2 銀合金	
(1) 前歯	36 点
(2) 小白歯	36 点
(3) 大白歯	51 点
M010-4 根面被覆（1歯につき）	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ 大白歯	370 点
ロ 小白歯・前歯	252 点
(2) 銀合金	
イ 大白歯	23 点
ロ 小白歯・前歯	14 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	8 点
ロ 自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	966 点
2 銀合金を用いた場合	102 点
M011-2 レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015 非金属歯冠修復（1歯につき）	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠

30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき

2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯

1,247点

ロ 小臼歯

939点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯

51点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯

749点

ロ 小臼歯

939点

ハ 大臼歯

1,247点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯

65点

ロ 小臼歯

65点

ハ 大臼歯

65点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	37 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,415 点
ロ 犬歯・小白歯	1,151 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	1,151 点
ロ 犬歯・小白歯	884 点
ハ 前歯（切歯）	681 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	997 点
ロ 犬歯・小白歯	780 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	684 点
ロ 犬歯・小白歯	595 点
ハ 前歯（切歯）	552 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	676 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	523 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場 合	
(1) 前歯	276 点
(2) 犬歯・小白歯	298 点
(3) 大白歯	342 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小白歯	38 点
(3) 大白歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板 （根面板の保険医療材料（1 歯につき））	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大白歯	684 点
ロ 小白歯・前歯	501 点

(2) 銀合金

イ 大白歯	40 点
ロ 小白歯・前歯	30 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,598 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
 （令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの (2) 4分の3冠 2 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 5分の4冠 ハ 全部金属冠 (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 4分の3冠 ハ 5分の4冠 ニ 全部金属冠 3 (略)	(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの (2) 4分の3冠 2 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 5分の4冠 ハ 全部金属冠 (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 4分の3冠 ハ 5分の4冠 ニ 全部金属冠 3 (略)
	<u>1,092点</u> <u>1,365点</u> <u>370点</u> <u>684点</u> <u>861点</u> <u>1,083点</u> <u>252点</u> <u>501点</u> <u>618点</u> <u>618点</u> <u>775点</u>
	<u>1,057点</u> <u>1,321点</u> <u>408点</u> <u>754点</u> <u>948点</u> <u>1,194点</u> <u>277点</u> <u>552点</u> <u>682点</u> <u>682点</u> <u>855点</u>

M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>618 点</u>
(1) 前歯	<u>618 点</u>
(2) 小臼歯	<u>861 点</u>
(3) 大臼歯	
2 (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>370 点</u>
イ 大臼歯	<u>252 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	
(2) (略)	
2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>966 点</u>
2 (略)	
M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンテティック (1 歯につき)	
1 铸造ポンテティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,247 点</u>
イ 大臼歯	<u>939 点</u>
ロ 小臼歯	
(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンテティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>749 点</u>
イ 前歯	<u>939 点</u>
ロ 小臼歯	
ハ 大臼歯	<u>1,247 点</u>
M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>682 点</u>
(1) 前歯	<u>682 点</u>
(2) 小臼歯	<u>948 点</u>
(3) 大臼歯	
2 (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>408 点</u>
イ 大臼歯	<u>277 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	
(2) (略)	
2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,064 点</u>
2 (略)	
M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンテティック (1 歯につき)	
1 铸造ポンテティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,374 点</u>
イ 大臼歯	<u>1,035 点</u>
ロ 小臼歯	
(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンテティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>826 点</u>
イ 前歯	<u>1,035 点</u>
ロ 小臼歯	
ハ 大臼歯	<u>1,374 点</u>

(2) (略)	(2) (略)
M017-2~M019 (略)	M017-2~M019 (略)
M020 鑄造鉤 (1個につき)	M020 鑄造鉤 (1個につき)
1 14カラット金合金	1 14カラット金合金
(1) 双子鉤	(1) 双子鉤
イ 大・小白歯	イ 大・小白歯
ロ 犬歯・小白歯	ロ 犬歯・小白歯
(2) 二腕鉤 (レストつき)	(2) 二腕鉤 (レストつき)
イ 大白歯	イ 大白歯
ロ 犬歯・小白歯	ロ 犬歯・小白歯
ハ 前歯 (切歯)	ハ 前歯 (切歯)
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
(1) 双子鉤	(1) 双子鉤
イ 大・小白歯	イ 大・小白歯
ロ 犬歯・小白歯	ロ 犬歯・小白歯
(2) 二腕鉤 (レストつき)	(2) 二腕鉤 (レストつき)
イ 大白歯	イ 大白歯
ロ 犬歯・小白歯	ロ 犬歯・小白歯
ハ 前歯 (切歯)	ハ 前歯 (切歯)
3 (略)	3 (略)
M021 線鉤 (1個につき)	M021 線鉤 (1個につき)
1 (略)	1 (略)
2 14カラット金合金	2 14カラット金合金
(1) 双子鉤	(1) 双子鉤
(2) 二腕鉤 (レストつき)	(2) 二腕鉤 (レストつき)
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
(1) 前歯	(1) 前歯

1,415点

1,151点

1,151点

884点

681点

997点

780点

684点

595点

552点

676点

523点

276点

1,369点

1,114点

1,114点

855点

659点

1,099点

859点

754点

656点

608点

655点

506点

304点

<p>(2) 犬歯・小白歯 (3) 大臼歯 2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料 (1歯につき))</p> <p>キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大臼歯 ロ 小白歯・前歯</p> <p>(2) (略)</p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー (1個につき)</p> <p>1 铸造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>(2) 犬歯・小白歯 (3) 大臼歯 2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料 (1歯につき))</p> <p>キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大臼歯 ロ 小白歯・前歯</p> <p>(2) (略)</p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー (1個につき)</p> <p>1 铸造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
<p>298点 <u>342点</u></p>	<p>328点 <u>377点</u></p>
<p>684点 <u>501点</u></p>	<p>754点 <u>552点</u></p>
<p>1,598点</p>	<p>1,761点</p>